

法令等違反に対する違反是正措置の実施基準

所管局部課（担当）名 （電話番号）	市民局消費者センター （ 06-6614-7523 ）
措置実施課（担当）名 （電話番号）	同上
事務の名称	消費者安全法に基づく消費者被害防止及び安全確保に関する事務
事務の概要	国が消費者事故等の発生に関する情報を得たなどの場合で重大な消費者被害の発生又は拡大の防止を図る必要があると認めるときは、本市において、市域内に事務所、事業所その他その事業を行う場所が所在する事業者に対して立入調査等を行う。
措置の実施基準等	<p>1．法令等違反に対する直接的な是正措置について</p> <p>1．（1）の措置を講じる基準</p> <p>国(消費者庁)から指示があった場合</p> <p>1．（1）の措置の内容</p> <p>対象事業者への立入調査・報告徴収及び当該事業者の供給する物品の集取</p>
	<p>1．（2）の措置を講じる基準</p> <p>該当する是正措置なし</p> <p>1．（2）の措置の内容</p> <p>該当する是正措置なし</p>
	<p>2．法令等違反に対する間接的な是正措置について</p> <p>2．（1）の措置を講じる基準及び内容</p> <p>該当する是正措置なし</p>
根拠法令等 及び条項	消費者安全法第45条、第46条（平成21年法律第50号） 消費者安全法施行令第10条（平成21年政令第220号）
備考	